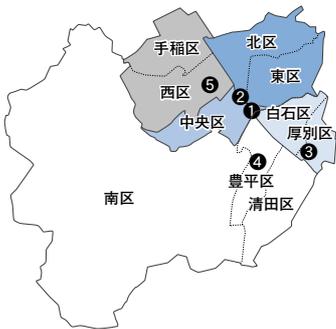


## NEWS 01

# 10月12日(火)に 市税事務所を開設します

## 10区の区役所の税務部門が統合・移転

### 市内に5カ所の市税事務所を開設



市税事務所	担当する区	所在地	電話番号
① 中央市税事務所	中央区	中央区北2東4サッポロファクトリー2条館 4階	211-3912
② 北部市税事務所	北区、東区	中央区北4西5 アスティ45 9階	207-3912
③ 東部市税事務所	白石区、厚別区	厚別区大谷地東2 交通局庁舎 1・2階	802-3912
④ 南部市税事務所	豊平区、清田区、南区	豊平区平岸5の8 イースト平岸 2~4階	824-3912
⑤ 西部市税事務所	西区、手稲区	西区琴似3の1 コトニ3・1ビル 2階	618-3912

※税目により電話番号が異なります。詳細は、区民のページ(厚別区は9月号)をご覧ください。

十月十二日(火)から、各区役所の税務部門を統合し、市内に五つの市税事務所を開設します。

この統合・移転は、市税に関する事務の効率化と、組織の機能強化を目的に行うもの。業務を十区の区役所から五つの市税事務所に集約することで、職員を減らし、コスト削減

3091

【詳細】税政部調査担当(21)

減ができる見込みです。また、一つの事務所の規模が大きくなることで、専門的な組織ができ、税収の確保や納税者へのきめ細かい対応を図ります。今後、市税の窓口は区役所などから市税事務所に変わりますので、ご注意ください。

### 市税の窓口が変わります

#### 市税の用件については市税事務所へ

個人の市・道民税の申告・申請、課税内容の確認など  
(給与からの特別徴収に関するものは除く)

納税相談

➔

お住まいの区を担当する市税事務所へ

固定資産税・都市計画税(土地・家屋分)の申告・申請、課税内容の確認など

➔

資産の所在する区を担当する市税事務所へ

#### 軽自動車税や固定資産税(償却資産分)の課税などは全市分を中央市税事務所に集約

下表の事務は、市内のすべての区域を中央市税事務所が担当します。

取り扱う税目	電話番号
個人の市・道民税(給与からの特別徴収に関するもの)	211-3075
法人市民税	211-3071
固定資産税(償却資産分)	211-3079
軽自動車税	211-3076
そのほかの市税(事業所税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税)	211-3073

市税事務所の詳細はホームページ [www.city.sapporo.jp/citytax](http://www.city.sapporo.jp/citytax) でもご覧になれます。

#### 区役所のレイアウトをより使いやすく変更します

税務部門が移転したスペースを活用し、10月12日(火)以降、順次区役所のレイアウトを変更します。分かりやすい案内板の設置や待合スペースの拡大、プライバシーの保護に配慮した相談室の増設など、より快適で使いやすい区役所を目指します。詳しくは、区民のページ(東・厚別・清田・西区は11月号)をご覧ください。

パンフレットコーナーを拡大し、子ども向けの情報も発信(イラストはイメージ)



#### 【取扱窓口】

- ・市税事務所
- ・市役所2階 税の証明窓口
- ・区役所
- ・篠路・定山溪出張所

市税証明は引き続き区役所などでも発行します

#### 【ご注意ください】

区役所と出張所で発行できるものは以下の通りです。事前にご確認をお願いします。

- ・個人の市・道民税の課税・納税証明 および所得証明
  - ・個人の固定資産税・都市計画税の課税・納税証明
- (いずれの証明も原則現年度と前年度分のみ)